

## 事業の透明性に係る基準を証明する提出書類について(補足)

優良産廃処理業務認定制度の優良認定を受けていない事業者は、事業の透明性に係る基準に適合する書類をインターネット上に公表するとともに、それを証明する書類を提出すること(インターネット上の公表画面のハードコピー等を印刷したもの等)。

公 表 事 項		適 用	
		収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	○	○
②	事業計画の概要	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物の処理業の許可証の写し	○	○
④	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	—	○
⑤	直近3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	○	—
	直近4年間の産業廃棄物の受入量・所分量・中間処理後の産業廃棄物の処分量	—	○
⑥	【法人の場合】直近3年分の財務諸表	○	○
⑦	処理料金の提示方法	○	○
⑧	業務を所掌する組織・人員配置	○	○
⑨	事業場の公開の有無・公開頻度	○	○

※公表事項①～⑨の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル「3. 3. 3 公表事項」を参照のこと。